

第19回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和7年1月24日（金） 午前9時30分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 7 議案第 4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 8 議案第 5号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

日程第 9 議案第 6号 滝沢市農業委員会小委員会委員の指名について

日程第10 報告第 1号 第1回農地・農政合同小委員会の報告について

日程第11 報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第12 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

2番委員 吉清水 秀明

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上8名

農地利用最適化推進委員

南部地区担当 長嶺 敏彦

西部地区担当 桑原 和男 以上2名

5 欠席委員 農業委員

6番委員 高橋 敏彦 以上1名

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	大村 和臣
同	主任	鈴木 伸空

開会時刻 令和7年1月24日（金） 午前9時30分

佐々木事務局長 只今より第19回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては5番熊谷喜彦委員と7番勝田徹委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と鈴木主任を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第19回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和6年12月25日から令和7年1月24日までの分の報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第18回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任

それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は4ページから6ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、親族への贈与の案件です。譲受人は耕作農地がないことから新規就農の扱いになりますが、自家消費目的であることから事前に提出された営農計画書等を現地調査の担当職員が確認し、必要な機械の所有状況や労働力等を含め就農に問題がないと判断されました。

以上、議案第1号については、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、吉清水秀明農業委員、長嶺敏彦推進委員、桑原和男推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員

推進委員の桑原です。それでは私の方から議案第1号について、令和7年1月16日に吉清水農業委員及び長嶺推進委員と現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の現地は、雪が積もっていたため航空写真等も参考にしたところ、農地として活用されていることを確認しました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は8ページから10ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は小岩井駅から概ね500メートル以内の場所に位置することから第2種農地と判断されると考えられますが、北側に住宅が隣接する等周辺は集落を形成していることから農地転用目的の例外規定における集落接続に該当するものと考えられます。なお、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資事前審査結果通知により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を吉清水委員にお願いします。

吉清水委員 2番吉清水です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、小岩井駅から南西へ約430メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は農地、西側及び南側は仁沢瀬川を挟み山林、北側は宅地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第3号について補足説明いたします。議案書は12ページ及び13ページをご覧ください。
案件は所有権移転が1件となっています。
整理番号1番は、受け手が所有する住宅に隣接する農地を買い受ける案件です。
以上、議案第3号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。
議案第3号の現地は、雪が積もっていたため航空写真等も参考にしたところ、農地として活用されていることを確認しました。
また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。
本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限があります。整理番号2219番から2221番までは、2番吉清水委員、整理番号2103番は、3番主濱委員、整

理番号4043番から4045番までは、4番佐藤委員、整理番号2044番は、7番勝田委員がそれぞれ該当し、整理番号3001番から3005番まで及び3199番につきましては、私9番駿河が該当いたします。

つきましては、整理番号2103番を先に審議し、次に整理番号2219番から2221番までを審議し、その次に整理番号3001番から3005番まで及び3199番を審議し、その次に整理番号4043番から4045番までを審議し、最後にそれまでに審議したものを除く残りの案件をまとめて審議することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようですので、そのように審議することとします。

議長 　　それでは、議案第4号のうち整理番号2044番を審議いたします。議事参与の制限があります7番勝田委員の退席を求めます。

(7番勝田委員退席)

議長 　　事務局より説明させます。

鈴木主任 　　始めに議案第4号のうち整理番号2044番について補足説明いたします。議案書は23ページ及び73ページをご覧ください。

本案件は、大釜・小岩井地区の地域集積協力金事業により権利の設定がなされるものとなります。

以上、議案第4号のうち整理番号2044番については農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 　　本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 　　推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第4号のうち整理番号2044番の農地について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

現地は、雪が積もっていたため航空写真等も参考にしたところ、農地として活用されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長 　　これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号のうち整理番号2044番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号のうち整理番号2044番については原案のとおり決定いたしました。
7番勝田委員の入場を許可します。

(7番勝田委員入場)

議長 7番勝田委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第4号のうち整理番号2103番を審議いたします。議事参与の制限があります3番主濱委員の退席を求めます。

(3番主濱委員退席)

議長 事務局より説明させます。

鈴木主任 次に議案第4号のうち整理番号2103番について補足説明いたします。議案書は28ページ及び73ページをご覧ください。
本案件は、大釜・小岩井地区の地域集積協力金事業により権利の設定がなされるものとなります。
以上、議案第4号のうち整理番号2103番については農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは私の方から引き続き現地調査の報告をいたします。
本案件も現地は農地として活用されており、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号のうち整理番号2103番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号のうち整理番号2103番については原案のとおり決定いたしました。
3番主濱委員の入場を許可します。

(3番主濱委員入場)

議長 3番主濱委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第4号のうち整理番号2219番から2221番までを審議いたします。議事参与の制限があります2番吉清水委員の退席を求めます。

(2番吉清水委員退席)

議長 事務局より説明させます。

鈴木主任 次に議案第4号のうち整理番号2219番から2221番までについて補足説明いたします。議案書は40ページ、41ページ及び73ページをご覧ください。

本案件は、大釜・小岩井地区の地域集積協力金事業により権利の設定がなされるものとなります。

以上、議案第4号のうち整理番号2219番から2221番までについては農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは私の方から引き続き現地調査の報告をいたします。

本案件も現地は農地として活用されており、必要とされる各要件

を満たしているものと見込まれます。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号のうち整理番号2219番から2221番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号のうち整理番号2219番から2221番までについては原案のとおり決定いたしました。
2番吉清水委員の入場を許可します。

(2番吉清水委員入場)

議長 2番吉清水委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 続きます。議案第4号のうち整理番号3001番から3005番まで及び3199番を審議いたします。議事参与の制限がありますので、私9番駿河が退席します。議長を太田会長職務代理者と交代いたします。

(9番駿河委員退席)

(太田会長職務代理者議長席に移動)

議長 それでは議事を進行いたします。
事務局より説明させます。

鈴木主任 次に議案第4号のうち整理番号3001番から3005番まで及び3199番について補足説明いたします。議案書は42ページ、43ページ、59ページ、60ページ、73ページ及び74ページをご覧ください。

本案件は、牧野林地区の地域集積協力金事業により権利の設定がなされるものとなります。

以上、議案第4号のうち整理番号3001番から3005番まで及び3199番については農地中間管理事業に関する法律第18条

第5項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは私の方から引き続き現地調査の報告をいたします。
本案件も現地は農地として活用されており、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号のうち整理番号3001番から3005番まで及び3199番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号のうち整理番号3001番から3005番まで及び3199番については原案のとおり決定いたしました。
9番駿河委員の入場を許可します。

(9番駿河委員入場)

議長 9番駿河委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。
ここで議長を交代いたします。

(太田会長職務代理者8番議席に移動)

(駿河会長議長席に移動)

議長 それでは議事を進行いたします。
続きまして、議案第4号のうち整理番号4043番から4045番までを審議いたします。議事参与の制限があります4番佐藤委員の退席を求めます。

(4番佐藤委員退席)

議長 事務局より説明させます。

鈴木主任 次に議案第4号のうち整理番号4043番から4045番までについて補足説明いたします。議案書は68ページ及び73ページをご覧ください。

本案件は、鶉飼地区の地域集積協力金事業により権利の設定がなされるものとなります。

以上、議案第4号のうち整理番号4043番から4045番までについては農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは私の方から引き続き現地調査の報告をいたします。

本案件も現地は農地として活用されており、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号のうち整理番号4043番から4045番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち整理番号4043番から4045番までについては原案のとおり決定いたしました。

4番佐藤委員の入場を許可します。

(4番佐藤委員入場)

議長 4番佐藤委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第1号のうちこれまでに審議したものを除く残りの案件について、まとめて審議いたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任

最後に議案第4号のうちこれまでに審議したものを除く残りの案件について補足説明いたします。議案書は15ページから18ページまで、20ページから41ページまで及び43ページから74ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、農地小委員会が昨年11月25日に調査を行い就農に問題はないと判断された新規就農者が借り受ける農地のうち、前の耕作者との契約において農地中間管理事業を利用していたため今回の大釜・小岩井地区の地域集積協力金事業の対象とはならない案件です。

整理番号2番及び3番は、更新の案件です。

整理番号2001番以降の案件は、全て大釜・小岩井地区、牧野林地区及び鶴飼地区のそれぞれの地域集積協力金事業により権利の設定がなされるものとなります。

以上、議案第4号のうちこれまでに審議したものを除く残りの案件については農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

なお、本案件のうち整理番号1番の一部と2番及び3番は、実質的には更新案件となるため現地調査を省略しております。

残る案件の現地調査報告を長嶺推進委員お願いします。

長嶺推進委員

推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第4号のうち残る案件の農地について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

これらの現地は、雪が積もっていたため航空写真等も参考にしたところ、いずれも農地として活用、またはいつでも農地として利用できるよう管理されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号のうちこれまでに審議したものを除く残りの案件について、全て原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号のうちこれまでに審議したものを除く残りの案件については全て原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第8、議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任

それでは議案第5号について補足説明いたします。議案書は76ページ及び77ページをご覧ください。

整理番号1番は、耕作者の変更案件です。借受人は、現在、八幡平市内で5反歩の農地を耕作していますが、規模拡大にあたり新たに自宅のある滝沢市内で農地を借り受けようとするものです。

以上、議案第5号については農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件は、再配分に係る案件のため現地調査を省略しております。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第9、議案第6号、滝沢市農業委員会小委員会委員の指名についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査

議案第6号、滝沢市農業委員会小委員会委員の指名についてを補足説明いたします。議案書は79ページ及び80ページをご覧ください。

滝沢市農業委員会では、滝沢市農業委員会規程第10条の規定に基づき総務、農地及び農政の各小委員会を置いております。各小委

員会の定数及び所掌事務は議案書79ページに記載のとおりとなっております。

小委員会の委員は、滝沢市農業委員会小委員会規定第4条の規定に基づき会長が総会に諮って指名することとなっております、同規定第7条の規定によりその任期は1年半となっております。

現在の小委員会委員は、令和5年7月の第1回農業委員会総会において指名されたところであり、この度1年半の任期が満了となることから新たな小委員会委員を指名する必要があるものです。

この後委員長報告が行われますが、先に開催されました第1回農地・農政合同小委員会の協議結果に基づきまして、議案書80ページのとおり新しい小委員会委員の指名を行おうとするものです。

なお、小委員会の委員長及び副委員長については、滝沢市農業委員会小委員会規程第5条第2項の規定に基づき小委員会委員による互選により決定することとなっておりますが、第1回農地・農政合同小委員会において予定者を決定しておりますので、議案書のとおり委員の指名がなされた場合には、こちらの予定者がその任に着かれることとなります。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

議長

ここで関連がございますので、日程第10、報告第1号、第1回農地・農政合同小委員会の報告について、農地小委員会吉清水委員長より報告をお願いします。

吉清水委員長

農地小委員会委員長の吉清水です。それでは私の方から、第1回農地・農政合同小委員会の顛末についてを報告いたします。議案書は82ページ及び83ページをご覧ください。

第1回農地・農政合同小委員会は、昨年12月24日に農地小委員会委員7名、農政小委員会委員8名及び駿河会長が出席し、今回改選となる小委員会委員の構成について協議を行いました。

まず、農地小委員会及び農政小委員会に係る次期委員については、双方の現在の委員を全体的に入れ替えることを基本とする事務局の草案のとおり構成案を決定し、本日の総会に提案することとしました。

次に農地小委員会並びに農政小委員会に係る次期委員長及び副委員長は、互選の結果、顛末書に記載のとおり予定者を決定しました。

最後に総務小委員会の次期委員については、これまでの協議及び互選の結果、これまでの例を参考としたうえで顛末書に記載のとおり予定者を決定し、本日の総会に提案することとしました。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号について、原案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。
よって、議案第6号については原案のとおりとすることに決定いたしました。

議長

日程第11、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第12、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてにつきましては、お手元の議案書84ページからのおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって、第19回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和7年1月24日(金) 午前10時15分

議 長 _____

会議録署名人 5 番委員 _____

会議録署名人 7 番委員 _____

これは原本である。

令和7年1月24日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一